明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○消防法施行令の一部を改正する政令（七）　五
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（八）　一四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（九）　一四
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇）　一六
〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（二）　一八
〔府　令〕
○孤独・孤立対策推進法施行規則（内閣府一）　二六
〔デジタル庁令〕
○デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令（デジタル庁一）　二六
〔省　令〕
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働四）　三六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同五）　一七
○社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（同六）　一三七
○社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（同七）　一四〇
〔規　則〕
○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一）　一四〇
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一四）　一四七
○令和六年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件（厚生労働一一）　一四七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（同一二）　一六六
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　一六六
令和六年度弁理士試験に係る委員等（同）　一六八

本号で公布された法令のあらまし

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（総務省）

1　防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすこととした。（第八条関係）

2　主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に適用されている消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準については、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物にも同様に適用することとした。（第一一条、第二一条及び第二五条関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第八号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

1　出産育児交付金等に関する事項

㈠　各年度の出産育児交付金は、当該年度の出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てることとした。（第四四条の四関係）

㈡　出産育児交付金について、健康保険法第一五二条の六の規定により準用する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第四一条及び第四二条の規定に係る技術的読替えを整備することとした。（第四四条の五関係）

㈢　保険者の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定方法の特例を定めることとした。（第四四条の六関係）

㈣　その他出産育児交付金及び出産育児関係事務費拠出金に関し所要の規定を整備することとした。